

山口県の学童保育所における遊び空間

赤星敦美*・岩坂美保**・山本善積

Playing Areas of Nurseries for School Children in Yamaguchi Prefecture

AKABOSI Atsumi, IWASAKA Miho, YAMAMOTO Yoshizumi

(Received September 30, 2011)

1. 研究の目的と方法

近年、小学生の放課後の過ごし方においては、遊び場の減少、地域の安全性の低下、習い事に通う子どもが増えたことによる遊び時間や仲間の減少等の問題があり、子どもたちが安全で安心して放課後生活を過ごすことが難しくなってきた。そのため、とくに留守家庭児童には学童保育の必要性が認知され、1997年からは児童福祉法で「放課後児童健全育成事業」として位置付けられてきた。全国の学童保育の実施調査を行っている全国学童保育連絡協議会によれば、学童保育所数は全国で2万か所を超え、入所児童数も約82万人になったが、なお待機児童の解消はできていない。加えて、「適正規模」を上回る70人超の学童保育が1,200か所以上あり、学童保育所の増設や施設の改善が求められている。

こうした中で、文部科学省と厚生労働省による「放課後子どもプラン」が2007年度から始まった。これは、市町村が厚生労働省所管の学童保育事業とあわせて、文部科学省所管の放課後子ども教室推進事業の二つを「一体的あるいは連携して実施する総合的な放課後対策事業」とされている¹⁾。そして、2008年に政府は、「新待機児童ゼロ作戦」を発表し、希望する全ての人が子どもを預けて働くことができる受け皿を確保することを目指すとした。2010年発表の「子ども・子育てビジョン」では、学童保育児童を2014年には30万人増やすという目標も示された。しかし、いかに整備をするかといった具体的な進め方は明確にされていなかった。

学童保育の量的整備の問題だけでなく、多くの問題が残されている。その1つは学童保育の質に関わる問題である。学童保育には、保育所のような設置・運営基準がなく、2007年に厚生労働省でつくられた「放課後児童クラブガイドライン」があるだけである。これで、人数は40人程度までが望ましく、最大70人までとすること、土曜日や長期休業期間には8時間以上開所すること、特別支援学校の小学部の児童や4年生以上の児童も加えることができること、その他施設・設備、職員体制、保護者への支援・連携、安全対策などについての望ましい運営のあり方を示した。しかし、あくまでガイドラインであり、拘束力はない²⁾。そのため、先に述べたように、70人以上の学童保育が多数存在し、安全や指導員に関わる問題が深刻になっている³⁾。また、「放課後子どもプラン」の影響も軽視できない。このプランは市町村教育委員会が主導し、小学校内での実施を基本としている⁴⁾。これによって、学童保育を利用している子どもと利用していない子どもと一緒に遊べることや、学校から学童への移動がなく安全であるというメリットはあるが、学童保育の「生活の場」としての質を保てなくなるといった懸念も

* (株)エバーライフ ** 山口県美祿市職員

されている⁵⁾。実際に、品川区では学童保育が廃止されて、1年生から6年生までの全ての児童が希望すれば参加できる全児童対策事業（「すまいるスクール事業」）に移された⁶⁾。

本研究では、学童保育の環境と遊びの状況をつかみ、放課後子どもプランと学童保育の関わりについても考慮し、放課後の生活を過ごす場として何が必要かを考察することを目的とした。そのために、山口県宇部市内の学童保育45クラブの指導員、山陽小野田市の学童保育12クラブの指導員を対象にアンケート調査を行った。両市の学童保育を調査対象としたのは、小学校内、児童館、その他の施設といった様々な場所で学童保育が行われていて、実施場所の違いによる運営への影響についても見ることができると考えたからである。2010年12月に両市の担当課の協力で質問紙を各学童保育の指導員に配布し、郵送にて回収した。回収率は宇部市33部（82.5%）、山陽小野田市9部（75%）であった。これとあわせて、3つの代表的なタイプの学童保育の訪問調査も行った。

2. 山口県内の学童保育と放課後子ども教室

山口県内の学童保育（厚生労働省の調査や山口県の文書では放課後児童クラブと称されているが、ここでは学童保育と記す。）は2007年には284か所であったが、2009年（以下の数値はこの時点のもの）には310か所、2010年には313か所と増えてきている。310の学童保育の実施主体は、公立公営が182（58.7%）、公立民営が128（41.3%）であるが（山口県子ども未来課資料）、2010年に社会福祉協議会が運営する私立民営の学童保育が生まれた。但し、以下は2009年5月時点の状況である。

学童保育の実施場所は、学校の余裕教室126（40.6%）、学校敷地内専用施設70（22.6%）、公的施設利用39（12.6%）、児童館・児童センター29（9.4%）、公有地専用施設18（5.8%）、保育所19（6.1%）、幼稚園5（1.6%）、民家・アパート1（0.3%）、団地集会室1（0.3%）、その他2（0.6%）である（厚生労働省調査2009年5月、山口県子ども未来課資料）。このように学校内が63%を占めているが、学校外でも様々な場所で実施されている。

登録児童の人数を学年別に示せば、小学1年生が4,330人、2年生が3,960人、3年生が2,718人、4年生～6年生が356人となっている。登録児童数別の学童保育数では、9人以下が20（6.5%）、10～19人が49（15.8%）、20～35人が103（33.2%）、36～70人が116（37.4%）、71人以上が22（7.1%）となっている（出典は同上）。登録人数が36人以上と人数の多い学童保育が割合でも多く、分割が必要な71人以上の学童保育も22か所ある。また、200名余りの障がい児が学童保育に入所していて、受け入れているところは125（40.3%）ある。待機児童については、28（9.0%）の学童保育にいる。

指導員は保育士または教諭免許を持っている人が多く、1000人中80%がこれらの資格を有している。

国民生活センターが2009年に47都道府県を対象に行った学童保育に関する調査がある⁷⁾。これによって山口県の学童保育の状況を補足しておこう。小学校数に対する学童保育施設の割合では、山口県は90.4%で全国平均の80.4%より高い。小学校1～3年生の児童数に占める学童保育利用児童数の割合では、山口県は28.7%で全国平均の23.4%より高い。1施設当たりの利用児童数では、山口県は35.5人で全国平均の40.1人より少ない。1施設当たりの年間運営費では、山口県は87.2万円と全国平均の93.5万円より少ない。そして、都道府県独自の設置・運営・施設整備に関する基準等を策定しているのは46.8%で、山口県はこの中に含まれていた。この結果から、山口県では学童保育のニーズが高く、学童保育を利用する児童も多いが、運営費の

歳出は多い方ではない。また、調査結果を総括して、都道府県により学童保育の実施状況や取り組み状況の差があり、市区町村との連携不足などが明らかになったと記されている⁸⁾。

次に、「山口県放課後児童クラブ運営指針」（2007年、山口県健康福祉部子ども未来課）と国のガイドライン（2007年）のあらましを併記する（表1）。山口県の運営指針は国のガイドラインと比べて、規模でおおむね35人を望ましい限度とし、開所日や開所時間を明記している。施設・設備では国のガイドラインも山口県の指針も「放課後児童のための専用の部屋」を設け、そこに備えることが望ましいスペースや設備を記しているが、国のガイドラインでは、家庭に替わる「生活」の場として過ごす学童保育の役割をふまえるという文言があり、これに必要な施設・設備として挙げられている。山口県の運営指針にはこの文言は見当たらない。

表1 国と山口県の放課後児童クラブ（学童保育）の指針

	放課後児童クラブガイドライン	山口県放課後児童クラブ運営指針
対象児童	1～3年生	1～3年生
開所日	地域の実情や保護者の就労状況を考慮して設定する	年間250日以上
開所時間	休業日：8時間以上	平日：下校時～18時 休業日：8時～18時
規模	おおむね40人程度まで	おおむね35人を限度
施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人につき1.65㎡以上 ・静養スペース、室内の遊び空間、外遊びのスペース ・手洗い場、台所設備、冷蔵庫、トイレ、シャワー、収納スペース、ロッカー、遊具、図書等 ・事務スペース及び設備・備品 ・施設・設備のバリアフリー化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童1人につき1.65㎡以上 ・静養室、事務室、台所設備、手洗設備、防災設備、非常警報設備、防犯設備、屋外の遊び場 ・バリアフリー構造
指導員	・児童の遊びを指導する者の資格を有することが望ましい	・児童の遊びを指導する者の資格を有することが望ましい

この運営指針で望ましい限度とされている35人を超える学童保育が45%と相当にあり、そこに記された、「1クラブ当たりの放課後児童数が概ね35人以上となる場合は、新たに実施場所を確保する、又は既存の実施場所に間仕切り等を行うことにより、クラブを分割することが望ましい」という指針に沿えば、140程度の部屋の拡張や分割が必要になる。言い換えれば、現状は1.1万人以上の児童を受け入れる学童保育施設としては無理が生じている。

放課後子ども教室と学童保育の連携の状況についても触れておく。市町の教育委員会が所管する放課後子ども教室も多くの地域で行われるようになっていて、県内では2006年時点で130の教室が設けられた。しかし、放課後子ども教室と学童保育が一体化又は連携して行われている例は多くない。宇部市のA教室は連携して行われている例で、学童保育の子どもたちが放課後子ども教室に参加した後、学童保育に戻るというスタイルであるが、放課後子ども教室の開設日数が年間50日ぐらいなので、多くの日は学童保育で過ごすことになる。同市のB教室は一体化して行われている例で、開設日数も年間約300日と多い。放課後子ども教室の運営委員会

と学童保育を一体的に運営する「運営協議会」を設置している。しかし、補助金が違うので放課後子ども教室と学童保育の子どもを分けて登録するなど、一体化には難点も多い。

3. 学童保育における子どもの遊び空間

(1) 宇部市と山陽小野田市における学童保育の状況

宇部市では28校区、46か所で学童保育が行われている。宇部市では「学童保育クラブ」と呼ばれているが、ここでは学童保育と記す。宇部市は実施場所の多様さに特徴がある。ふれあいセンターなどの地域施設が37%、小学校の余裕教室が32%、保育園・幼稚園が17%、学童保育専用施設が10%、児童館が2%、その他が2%である。2010年の登録児童数は1,486名で、分割が必要とされている70人超の学童保育が2か所、35人超の学童保育を含めれば19か所になる。分割が必要とされる2か所は学童保育専用施設である。

山陽小野田市では12校区、12か所で学童保育が行われている。当市では「児童クラブ」と呼ばれているが、ここでは学童保育と記す。山陽小野田市での実施場所は、児童館が7か所(58%)、小学校空き教室が5か所(42%)と限定されていて、児童館の多いことが特徴である。登録児童数は573名で、1か所当たり47.7人とかなり多い。分割が必要とされている70人超の学童保育は3か所あり、定員を超えた学童保育は8か所ある。その上、待機児童数が58人となっている。

宇部市と山陽小野田市における学童保育の実施場所を次の4つに区分した。①「小学校余裕教室」、これは両市で34%になる。②「児童館併用」、これは15%になる。③「学童保育専用施設」、これは8%になる。④地域施設、保育園・幼稚園など「その他の施設内」、これは43%になる。以下の調査結果については、この4つのタイプで区分した。

(2) 学童保育の空間・設備

回答された42か所の学童保育の実施場所は4つのタイプに分けて示せば、次のようになる。

①小学校の余裕教室(12か所)、②児童館併用(6か所)、③学童保育専用施設(4か所)、④その他の施設内(20か所)である。

学童保育に設置されているスペースを屋外遊びのスペース、室内遊び(運動)のスペース、室内遊び(ままごと)のスペース、静養スペース、勉強スペース、読書スペースに区分し、台所設備は児童使用可能なものと職員用に区分した(図1)。室内遊びの空間では、ままごと遊びをするスペースは80%ほどの設置率であるが、運動をするスペースの設置率は30%と低い。このことから、室内では身体を動かして遊ぶことはあまりできないと思われる。また、室内には勉強や読書スペースは設置されているが、保育室が狭いため、遊びと勉強のスペースを分けることができないという学童保育もあった。アンケートで、設置の有無を尋ねた8項目を全て満たしている学童保育は、42か所中1か所のみであった。

設置されているスペースを実施場所別にみると、小学校余裕教室の場合には勉強スペースと室内のままごと遊びスペースは多くのところで設置されて

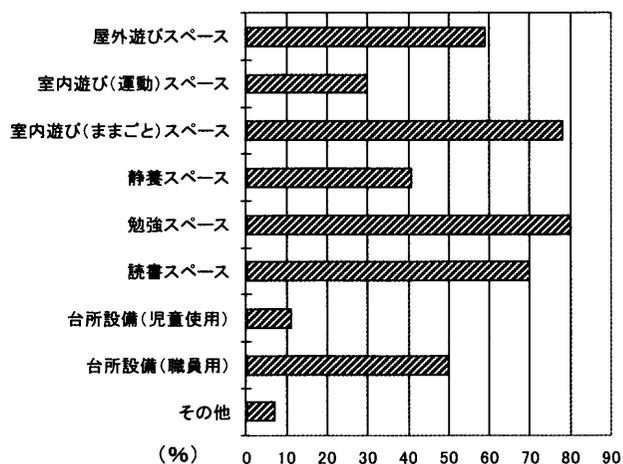


図1 学童保育に設置されているスペース

いるものの、台所設備はほとんど設置されていなかった。これに対して、児童館併用や学童保育専用施設では、職員用ではあるが、台所設備が全て設置されていた。台所設備は、山口県の運営指針にもあるように、設置が望ましい設備である。また、児童館併用では、室内の運動遊びスペースを除いて室内のスペースは確保されていたが、屋外遊びのスペースがあるとの回答は50%しかなかった。結局、どの実施場所でも共通して、室内のままごと遊びスペースの設置率よりも屋外遊びスペースと室内の運動遊びスペースの設置率が低くなっていた。限られた環境の中では、運動をするスペースの確保が難しい状況にあると言える。

必要なスペースがないことも含めて、広さが不十分なスペースの有無について質問した。不十分なものがあると回答したのは約3割で、不十分なスペースとして挙げられたのは、室内の運動スペース（あると回答したうちの58%）、外遊びのスペース（33%）、読書スペース（25%）、勉強スペース（25%）、静養スペース（17%）などであった。設置率の低いこれらのスペースも必要なものと考えられていることがわかる。

登録児童の中には、障がい児もいた。宇部市と山陽小野田市の学童保育でバリアフリー設備が設置されているのは26%で、7割以上の学童保育ではバリアフリー設備が整備されていなかった。

学童保育の空間を間取りとして見ると、1室しかないもの、2室で構成されるもの、3室以上の部屋があるものの3タイプに分けられた（回答された中には、間取りが不明なものもあった）。1室しかない学童保育は回答された中で16%あった。しかも狭い場合は、遊びと勉強・静養等のスペースを分けることができないという問題がある。その他の施設内で行われている登録児童数31名の学童保育の例では、30㎡程の1室に指導員用の机が1つと台所設備（職員用）、冷蔵庫、テレビ、本棚、作品棚、スチール棚が置かれていた。

2室で構成される学童保育は標準的なもので、回答された中でも50%を占めていた。1室には机が置かれていて、勉強スペースとして利用され、もう1室は畳が敷かれたりして、運動以外の室内遊びのスペースとして利用される。その他の施設内で行われている登録児童数38名の学童保育の例では、30㎡程の広さに、運動以外の室内遊びのスペース、静養スペース、勉強スペース、手洗い場、トイレが設置されていた。勉強スペースには長机が6脚、周りに児童用のロッカーと本棚が置かれ、畳敷の小部屋には本棚、おもちゃ棚、冷蔵庫、テレビが置かれていた。ここでは「ふれあいセンター」の中庭を屋外の遊び場として利用されていた。室内・外遊び空間ともに狭いので、遊びの種類で使う空間範囲を決めて、事故が起こらないように指導されていた。

3室以上の部屋がある学童保育は回答された中では12%で、児童館の1部を利用して実施されているものに見られた。1つの例を挙げると、児童館内に定員40名の児童クラブ室が設置されていたが、登録児童数が64名になり、児童館の集会室を平日は第2の学童保育室として利用され、また、児童館の静養室、図書室も利用されていた。

学童保育の実施場所が多い小学校の余裕教室で実施されているもの、学童保育専用施設で行われているものについて、空間構成を概観的に示しておく。

まず、小学校の余裕教室で行われている例では、部屋の中に6枚の畳敷スペースがつくられ、室内遊びや読書スペースに利用されている。その横には長机が置かれ、勉強スペースになっている。他には、本棚、おもちゃ棚、戸棚、冷蔵庫、テレビなどが配置されている。手洗い場は近くにあるが、トイレや台所設備はない。指導員からは静養スペースと職員用流しが要望されていた。小学校の離れた2つの教室を使って、35名と27名の学童保育を実施している例では、

1つの部屋には4.5畳の畳敷のスペースがつくられ、もう1つの部屋には4枚の畳敷スペースがつくられ、どちらもその周りに長机が7脚置かれて勉強スペースとなっていた。他にはおもちゃ棚、ロッカーがあるだけで、本棚、冷蔵庫、テレビなどはない。手洗い場も1つの部屋にあるだけで、トイレ、台所設備はどちらにもない。保育室の隣が教室なので、室内遊びでも外遊びでも気を使わなければならないだろう。「生活の場」としては不十分な状況である。

次に、専用施設で行われている学童保育の例である。登録児童数55名の例では、フローリングに机が置かれた部屋と畳敷の部屋があり、トイレ、手洗い場、台所設備（職員用流し）が設けられている。本棚、ロッカー、冷蔵庫、テレビ、洗濯機があり、ロッカーの上の物入れには布団が入れてあり、静養にも対応できるようになっている。

小学校の余裕教室と専用施設の学童保育の空間構成を比較すると、小学校の余裕教室では、設置できる設備が限られている。机や畳を置くことは容易であり、多くの学童保育で行われていて、中には本棚、冷蔵庫、テレビなどを設置しているものもあった。しかし、手洗い場、トイレ、台所設備の設置は難しいようで、設けているものはほとんどない（台所設備は2例のみ）。これに対して、専用施設は広さもあるので、手洗い場、トイレ、流しといった設備や静養スペースを確保できている。小学校内の学童保育では、外遊びのスペースが確保しやすいなど有利な条件があり、トイレや手洗い場も近くに確保できれば大きな支障はないだろうが、それらの条件を活かすには学童保育の部屋をどこに配置をするかが重要である。

（2）遊びの状況

まず、外遊びのスペースについて、「ある」と回答したのは60%で、「ない」と回答したのは40%であった。外遊びのスペースを有する学童保育に、それがどのような空間かを尋ねた。運動場を使用しているのは28%で、近くの公園（17%）、駐車場（15%）、隣接する学校や保育所などの校庭（13%）、空き地（7%）、その他（20%）と回答された。運動場を使用しているのは、小学校の余裕教室とその他の施設内で実施されている学童保育に多く見られた。小学校で実施されている場合には、学校の運動場を使用することができると考えられるが、実際に運動場を使用しているのは小学校の余裕教室で行われている学童保育のうち、42%であった。このことから、小学校との連携があまりされていない学童保育もあると考えられる。また、学校の運動場を使用する場合には、スポーツ少年団や他学年の授業との兼ね合いがあり、自由に使えないとの意見もあった。その他の施設で行われている学童保育では、駐車場の利用が5か所から回答された。「ふれあいセンター」等の施設には外遊び空間があまり設置されていないので、ある程度の広さを確保できる駐車場を利用していると考えられる。しかし、駐車場では車の出入りがあり、舗装面で怪我をするといった危険を伴う。外遊びスペースを限られた空間のなかで確保することは難しいので、学校や地域との協力が欠かせないと言える。

その外遊びスペースで、固定遊具の設置状況を尋ねた結果、約半数の学童保育所に固定遊具が設置されていた。小学校の余裕教室では66%、児童館併設では66%、その他の施設内では40%、専用施設では25%で設置されているという回答であった。設置されている固定遊具の種類で最も多く見られたのは「鉄棒」、「砂場」であった。次いで「ブランコ」、「サッカーゴール」、「滑り台」が回答された。上位に挙げられた遊具は、公園や小学校等でもよく見かけるような、低学年から高学年まで幅広い年齢に安全に遊べる遊具が多い。小学校の余裕教室では運動場の遊具が利用され、その他の施設内では幼稚園や保育所の遊具が利用されていると考えられる。

外遊びの内容を選択肢で尋ねた。回答数が多かったものから示せば、表2のようになる。「縄跳び」、「鬼ごっこ」のように、誰もが知っていて、道具もあまり使わない遊びが上位を占めた。

また、「虫とり」や「木の実拾い」など自然とふれあう遊びも人気があるようだった。

外遊びの問題について、記述回答を求めたところ、駐車場を利用しているのが、危険が多い、ガラスに当たったり、フェンスを越える恐れがあるので、ボールを使えない、共有スペースなので十分に遊ぶことができない、外遊びスペースが広いので目が離せない、木のまわりに毛虫がいて危険であるといった意見が挙げられた。

室内遊びの内容について、選択肢を設けて回答を求めた（表2）。回答数の多かったものは、静かに集中して取り組める遊びであった。中でも、「トランプ」や「オセロ」など友達と関わりながら遊べるものが上位に挙がっている。「絵本」や「読書」も多い回答であったが、本の所有冊数については、200冊以上所有している学童保育が約4割と多かった。また、専用施設では、室内でもバレーボールやドッジボールなどの運動遊びを行っているところが多く見られた。

室内遊びに関する問題点について記述を求めたところ、室内が狭いので、十分に遊べない、その日の天候等で遊びを規制する、1室なので勉強スペースと遊びのスペースが分けられない、本が古く、限られたものしかないといった意見が挙げられた。

表2 遊びの内容（10位までの回答）

(外遊び)			(室内遊び)		
順位	遊びの内容	回答数	順位	遊びの内容	回答数
1位	縄跳び	36	1位	トランプ	41
2位	鬼ごっこ	35	2位	オセロ	40
3位	虫とり	32		絵本	
4位	だるまさんが転んだ	29	4位	ブロック	39
5位	木の実拾い	26		折り紙	
6位	大縄跳び	25	6位	パズル	38
7位	サッカー	24		ままごと	
	ままごと				
9位	ドッジボール	22	8位	読書	37
10位	キャッチボール	13	9位	塗り絵	36
			10位	工作	32

指導員が指導を行う上で重点を置いていることとして、回答数が多かったものは「安全管理」（保護者の送迎や集団下校）、次いで「生活指導」、「人間関係作り」が挙げられた。学童保育では、放課後の子どもの居場所として安全を保障することはもちろんのこと、生活の場としての家庭的な指導が行われている。また、「その他」の意見では、親子関係が挙げられていたことから、学童保育は子どもの指導だけにとどまらず、育児に不安を抱える保護者の支えとして重要な役割も果たしていると言える。

（3）学童保育と放課後子ども教室との関わり

学童保育が行われている小学校区に放課後子ども教室が存在するかを尋ねたところ、回答があったのは38学童保育で、そのうち14か所（36％）に放課後子ども教室があるとのことであった。放課後子ども教室と一体化（同じ部屋で一緒に活動）して実施しているものはなく、部屋を分ける、建物を別にするなど空間は分離して連携して行っているものは2か所であり、他は学童保育単独で行っていた。

連携をしている学童保育に対し、状況を尋ねると「地域の方との関わりが増えた」、「学童保育とは違う活動を楽しそうに行う子ども達の様子が見られた」などの利点がある一方で、「放課後子ども教室終了後に学童保育の出欠を確認するのが大変である」という問題点も挙げられた。また、子ども教室と共に活動を行う際に、共有されている設備やスペースがあるのかを尋ねたところ、1つの学童保育が屋外スペースを共有していると回答したが、それ以外にはスペースを共有しているという回答はなかった。

放課後子どもプランでは、学童保育と放課後子ども教室を一体化または連携して実施することを推進しているが、実際には一体化や連携は進んでいない。この理由の一つに、宇部市と山陽小野田市では、両市とも学童保育所数よりも放課後子ども教室数をはるかに少なく、放課後子ども教室はまだ普及していないことが挙げられる。放課後子ども教室では、普段の学童保育ではできない体験ができたり、地域との関わりが増えたりといった利点もあるが、ボランティアの確保や実施日数の違い、実施場所の確保などの問題点もある。学童保育と放課後子ども教室が共に充実できるように検討することが必要である。

4. 訪問調査結果

宇部市と山陽小野田市の学童保育には4つのタイプが見られる。その中の児童館併用、専用施設、ふれあいセンター内の3つのタイプの学童保育を訪問調査した。

(1) 児童館で行われている学童保育

この学童保育の登録児童は54人、学童保育の指導員は2名（シフト制）で、他に厚生員が3名、あわせて4名の指導員で児童館と学童保育の子どもの遊び等を指導している。児童館の一階に約74㎡の学童保育室があり、机の置いてあるスペース、読書スペース、畳敷のままごとスペースが設置されていた（写真1）。ままとスペースや読書スペースはやや狭く、奥に行くと指導員の目が行き届かなくなることもある。学童保育室内では、ままと、ブロック、パズル等の遊びが行われている。学童保育室以外にも、児童館の遊びスペースを使用して、卓球等の遊びを行うことができる。

外遊びについては、児童館には外遊びスペースがないため、隣接している小学校のグラウンドを使用している。その際、指導員が必ずついて行き、安全に配慮がされているようである。しかし、グラウンドはスポーツ少年団が使用するため、16時45分までの使用となり限られた時間内でしか遊ぶことができない。外遊びでは、サッカー、鬼ごっこ、縄跳び等が行われている。グラウンドには学童保育以外の児童もいて、上手く遊べないことや、危険なこともある。

児童館と併設していることで、子どもたちが児童館の行事に参加する機会が増え、様々な体験ができるという利点がある。しかし、児童館の閉館日は学童保育室のみで過ごしている。

(2) 専用施設で実施されている学童保育

この学童保育は登録児童数が70人、指導員が4人、学童保育室の広さが約179㎡である。学童保育室内には、畳敷のスペースとフローリングスペースがあり、畳敷のスペースには、本棚と



写真1 学童保育室の畳敷スペース

テレビが置かれ、読書や静養スペースとして使われていた。その横のフローリングスペースの一部には机が置かれ、宿題をしたり、おやつを食べたりするスペースとして使われていた。(写真2)。それ以外のスペースでは、ブロックやままごと等の遊びが行われていた。このように、広い保育室内は畳敷スペース、机を置いた勉強スペース、家具のない遊びスペースに分けられている。

外遊びには、学童保育敷地内のグラウンドが利用されている(写真3)。サッカーなどのボール遊び、縄跳び、バドミントン、フラフープ等の遊びが行われている。学童保育の隣には小学校のグラウンドもあるが、スポーツ少年団が使用するので遊べないとのことであった。

この学童保育専用施設は4年前に建設された新しいもので、100人以上の児童の受け入れが想定されていたが、厚生労働省から学童保育を70人以下の単位にする方針が出されたため、70人を受け入れているとのことであった。保育室は1人当たり2.56㎡あり、厚生労働省や山口県の指針の1人当たり1.65㎡よりもかなり広がっている。子どもたちはゆったりと過ごしているが、指導員の声が聞こえにくいことがあると言われていた。

専用施設ができる前は小学校の余裕教室で学童保育が実施されていたが、小学校の改修工事で学童保育の部屋がなくなったので、この専用施設がつくられた。小学校の余裕教室では、遠くのトイレを利用したり、隣の教室で授業が行われている間は静かに過ごさせるようにしたり、高学年が体育でグラウンドを使用する時は外遊びができなかったりと、余裕教室での学童保育の困難さが実感されていた。これらの問題は、実際に行われている小学校の余裕教室での学童保育の多くに当てはまることであろう。



写真2 専用施設の保育室 (奥に畳敷)



写真3 専用施設の外遊びスペース

学童保育で行われている行事には、クリスマス会、誕生日会、小学校を借りての料理教室、バス遠足等があり、地域の社会福祉協議会も協力されているとのことであった。

(3) ふれあいセンターで実施されている学童保育

これは、地域施設のふれあいセンターの一部で実施されている学童保育の例である。この学童保育の登録児童数は約20人で、指導員は2人である。室内には畳敷のスペースと絨毯敷のスペースがあり、畳敷のスペースには机が置かれて、勉強、読書のスペースとして利用されていた。また、絨毯敷のスペースでは、ブロック遊び、折り紙、工作などの遊びが行われていた(写真4)。

外遊びにはふれあいセンター裏の敷地が使われていた。ここは地面がアスファルトで舗装さ

れた狭い敷地で、フェンスの向こうは道路であり、ボール遊びなどは制約されている。

5. まとめと考察

全国の学童保育と同様に、山口県においても学童保育へのニーズが高まっていて、学童保育数も年々増加している。しかし、待機児童や大規模な学童保育の解消、学童保育施設の空間・設備の改善、特別支援が必要な児童の受け入れなど課題が多くある。

宇部市と山陽小野田市では、それぞれの地域の実情にあった学童保育が実施されており、限られた空間の中であっても工夫して生活空間を確保し、様々な遊びが行われていた。しかし、待機児童の問題、登録児童数が70人を超える大規模な学童保育の存在、障がいのある児童の受け入れ、学童保育の空間整備、放課後子ども教室との関係などの課題がある。

本研究の主要テーマとしていた学童保育の空間問題については、次のようなことが分かった。山口県の運営指針で設置することが望ましいとされている8項目のスペース等の中でも、台所設備や静養スペースの設置率が低く、とくに小学校の余裕教室で行われている学童保育では、これらの設置がほとんど見られない。トイレや手洗い場さえ近くにないものもあった。遊び空間では、室内の運動遊びのスペースが確保されていなかった。望ましいとされるこれらのスペースや設備を大部分（7項目以上）満たしている学童保育は回答数の20%しかなかった。

余裕教室を利用して学童保育を行う場合は、授業を行う教室との距離、校庭等の使いやすさ、トイレに近いことなど、教室の配置を考える必要がある。そのうえで、台所設備や手洗い場など衛生面からも必要な設備を設置することが求められる。

外遊びのスペースも確保が不十分な状況にあった。指導員からはこのスペースの確保に関する要望が多く寄せられた。室内遊びと比べると、遊びスペースの現状を反映して遊びの種類も少なかった。小学校の余裕教室で行っている学童保育でも、外遊びスペースを有しているところは少なく、小学校の理解や連携が不十分であることを伺わせる結果であった。

こうして見ると、小学校の余裕教室を利用した学童保育は実施しやすいので増えているが、「生活の場」にふさわしい環境を整えるとなると容易ではない。調査結果からは、学童保育専用施設が望ましいスペースや設備を整備するのに適していると考えられる。バリアフリー化も専用施設だけならばやりやすいと思われる。したがって、小学校でも専用施設をつくる、児童館やその他の施設内においても専用空間をつくるといった検討が重要である。

謝辞

本調査研究にご協力いただきました山口県健康福祉部こども未来課、宇部市こども福祉課、山陽小野田市こども福祉課並びにアンケート・訪問調査にご協力いただきました学童保育指導員の皆様に厚く御礼申し上げます。

注

1) 「放課後子どもプラン」の基本的な考え方、全国学童保育連絡協議会編、「よくわかる放課



写真4 ふれあいセンター内の保育室

後子どもプラン」、ぎょうせい、2007年、この中では、これまでの学童保育の役割や機能を損なわない、サービスの質を低下させないことが厚生労働省の基本的なスタンスとなっていると述べている。P.56

- 2) 「ガイドラインは、放課後児童クラブの多様な実態をふまえ、『最低基準』としてではなく、『望ましい方向に誘導していくための現実的な基準』という視点に立って作成することが適切であると判断した」と野中賢治氏は記している。野中賢治、放課後児童クラブガイドラインについて、国民生活センター、「学童保育の安全に関する調査研究」、2009年、p.49
- 3) 池本美香、子どもの放課後を考える、勁草書房、2009年、pp.4-9
- 4) 前掲、よくわかる放課後子どもプラン、p.3
- 5) 前掲、よくわかる放課後子どもプラン、pp.70-74
- 6) 中山徹・大阪保育研究所・大阪学童保育連絡協議会編、「放課後子どもプラン」と学童保育、自治体研究社、2007年、pp.63-66
- 7) 国民生活センター、学童保育サービスの環境整備に関する調査研究、2010年、pp.75-118
- 8) 同上、p.77